

2019年10月28日

消費者被害事例ラボ 御中

津谷裕貴・消費者法學術実践賞選考委員会
委員長 松本 恒雄

[事務局] 〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-7-16

(株)民事法研究会(担当:南伸太郎、大槻剛裕)

電話 03-5798-7277 FAX 03-5798-7278

E-mail : minami_s@minjihoh.com

ootsuki_t@minjihoh.com

第4回津谷裕貴・消費者法學術実践賞の受賞者決定について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

2010年11月、消費者問題の解決や消費者法の発展に大きな貢献をされてきた津谷裕貴弁護士が凶刃に倒れ、帰らぬ人となりました。津谷弁護士は、弁護士として自らも消費者被害救済のための実践活動に精励されただけでなく、不招請勧誘に関する研究など数々の論文を公表する等学問的活動にも大きな貢献をされてきました。また、津谷弁護士は、生前、消費者問題の解決には実務家と研究者の交流と相互の必要性と重要性を強く訴え、自らもそれを実践されてきました。

本賞は、故人の遺志を受け継ぎ、故人の願いである消費者被害の根絶や消費者法のさらなる発展を後押しするために、消費者被害の根絶や消費者問題の解決さらには消費者法の発展などに寄与した研究者及び実務家等を顕彰するものです。

このたび、当選考委員会では、多数の推薦の中から慎重な検討を行った結果、下記のとおり貴団体の功績が極めて大きいものと認め、第4回の受賞者とすることを決定いたしましたので、ここにご案内申し上げる次第です。

本賞の受賞者については本年11月1日に公表し、また、贈呈式を2020年3月19日に行う予定であります。すでにご案内を申し上げておりますが、贈呈式ではスピーチを賜りたいと考えておりますので、あわせてよろしくお願ひ申し上げます。

また、当日は、贈呈式とあわせて記念シンポジウムを計画しており、こちらにつきましても、ぜひご参加いただきたいと考えております。詳細につきましては追ってご案内を申し上げますので、ご高配を賜れば幸いでございます。

末筆ながら、貴団体の今後ますますのご活躍を祈念申し上げます。

敬具

記

〔分野〕 実践賞

〔理由〕 消費者被害事例ラボ(略称「消ラボ」)は、適格消費者団体「市民ネットとうほく」が呼びかけ、青森、岩手、山形、宮城、福島など東北各地の大学に勤務する若手研究者と各地の弁護士、相談員、行政関係者らで構成されている任意団体であり、2015年4月の発足以降、年に5~6回、20~30名が仙台に集まり、学習会を開催している。

テーマの選定段階から相談員、弁護士、研究者がともに関わり、それぞれが日ごろ関心を持つ事案を取り扱う方針をとることで継続的な活動につなげている。共通項がありつつも未だ地域色の残る東北各県で、遠距離に位置する大学の研究者と実務家らが定期的に集まり互いに研鑽を図ることで、各地の実情をも踏まえた問題検討が可能となり、その活動の価値を大きく高めている。さらに、「消ラボ」は、そこで得た成果を団体内にとどめるのではなく、『先端消費者法問題研究』(2018年、民事法研究会)として出版し、全国に発信している。

以上